

21世紀社会経済学における文化多様性概念のあり方

初見 健太郎

要旨

本論は、現代の社会経済学に導入することを目的として、「文化」概念について検討する。まず、「文化多様性の尊重」こそが「文化」概念の本質ともいえることを、ユネスコの宣言と条約、また、ヘルダーとエリオットの思想をたどりながら確認する。また、現代の規範概念の中でも社会ごとの差異を尊重するほぼ唯一の「横の概念」であることから、「文化多様性」概念こそ、社会経済学における「文化」研究の可能性の中心があると主張する。

ABSTRACT

This paper examines the concept of “culture” with the aim of introducing it into modern socio-economics. In this paper, we confirm that “respect for cultural diversity” is the essence of the concept of “culture” by tracing the UNESCO Declarations and Conventions and the ideas of Johann Herder and Thomas Eliot. As “cultural diversity” is almost the only “horizontal concept” that respects differences between societies, we claim that “respect for cultural diversity” is at the center of prospective concepts for cultural economics.

1 はじめに

大きな社会の「文明」ともよびうる「文化」にさらされて、小さな社会の「文化」が吹き飛ぶ、もしくは吹き飛ぶ寸前にまで追い込まれる、ということは人類の歴史が数多、経験してきたことである。日本を含む東アジア諸地域は、古

代から中世において、中国大陸中心部の文化の影響を、一方的という表現もあながち間違いではない程度に非対称なかたちで受けてきた。また、近世の日本列島においても、中央の文化の影響でアイヌ文化、琉球文化、もしくは各地域固有の文化といったものが壊滅的な影響を受けた。

20世紀後半において、世界規模で論争が起きたのはアメリカ文化のヨーロッパ、アジア、アフリカ等世界各地への一方的影響についてである¹⁾。コカ・コーラやディズニーランドに象徴される「文化帝国主義」ともよばれたその影響は、日本にも色濃く跡を残しているため、多くを説明する必要もないだろう。

21世紀に入る前後において、このアメリカニゼーションへの憂慮は、グローバリゼーションへの憂慮へと変化した。グローバリゼーションにおいては、アメリカ単独での文化牽引というよりは、先進諸国がこぞって、アメリカ文化を基本にした世界の統一規範、統一文化へと邁進する²⁾。このふたつは、看板が異なるだけで本質的には同じものであるのか、異なるものであるのか、諸見解があるが、いずれにせよ、小さな社会の文化存続への脅威であるのは間違いない³⁾。

グローバリゼーションの日本もしくは同等規模の地域の文化への影響分析は火急の課題である、と言うと、すでに20世紀やそれ以前において、日本から文化浸食を受けた地域の市民は気を悪くするかもしれない。また、学者がいくらそのようなことを研究しようが、世界規模での文化の均質化傾向は避けようがないかもしれない。しかし、地道な抽象モデルを用いた分析や計量分析を用いてこの課題に挑むことにより、何かしらの政策的含意のある、十分に興味深い知見が得られる可能性も秘めている。

本論は、上記のような問題意識で進められている、筆者自身による研究プロジェクトの基盤となるべきものであり、経済学研究における「文化」と「文化多様性」概念はどうあるべきかについて、考察したものである。本論の構成と概要は以下のとおりである。

第2節において、現代経済学における概念のあり方と、現代経済学の方法で

「文化多様性」を論じることの意義について検討している。第3節において、すべての社会が共通して重視すべき概念である「縦の概念」と対立するかたちで、社会ごとに異なることに重きを置く「横の概念」として「文化」と「文化多様性」を位置づける。この位置づけこそが、現代の「文化」概念の本質としている。第4節において、日本国憲法を参照しながら「縦の概念」としての文化もあることにも触れつつ、「横の概念」としての文化という考え方に通底する思想として、現代のユネスコの考え方と、18世紀ドイツ語圏の哲学者 Herder、20世紀のイギリスで活躍した詩人 Eliot の思想を概観する。第5節において、さまざまな文化を考察する際の基盤となる文化圏をどうとらえるのかについて論じる。第6節においては、「文化多様性」概念を現代経済学に導入する際の展望について、若干述べることにしたい。

2 経済学において文化概念を考える上で

2.1 現代経済学における概念

現代経済学における概念は非常に単純なかたちをしている。もっと言えば、数式に組み込みやすい、もしくは計量しやすいかたちをしている。そうでなければ、どれほど重厚かつ深遠な意味を持つ概念でも、現代経済学では、良くも悪くも、相手にされない。

例えば、現代経済学の論文において、ある経済が「効率」的であると言ったとき、特別な補足がない限り、それは「Pareto 効率」、つまり「当該の経済に参加している主体のうち、誰かひとりの厚生を下げない限りは、他の人の厚生を今以上に上げるのでできない状態」であることを意味する。この効率の定義は確かに単純であり、また、数式化しやすいことは、容易に想像できるであろう。もちろん、Pareto 効率ではない効率概念、例えば Jeremy Bentham 流の「最大多数の最大幸福」に基づくもの、を用いて議論を進めたいこともあるだろうが、その際は、それをはっきりと数式化して行う。

「文化」に関連する概念を作成する際も、数式化、もしくは計量しやすさという点を意識して定義を考えなければ、現代経済学において利用されることは少ないだろう。

2.2 市場取引と文化

現代経済学理論において中心的なモデルは、一般均衡理論を代表として、なんらかの「市場」(market)を対象とし、また、そこで取引される「財」(goods)の「価格」(price)が明示的に表れる。もちろん、財や価格が登場しないモデルも存在する。応用数学理論と考えた方がよいくらいに抽象的な「ゲーム理論」、または、政治学と経済学の学際領域にある「社会選択理論」などにおいて、財も価格が表れないということは、よくあることである。しかし、経済学理論の最も豊饒な部分において、財の取引量と価格に対し鋭い分析がおこなわれていることは、議論を待たないであろう。

経済学の理論領域において「文化多様性」について検討する場合、その豊饒な部分、財と価格の入った市場モデルとの接続を考えなければ、片手落ちとなりうる。具体的には、寡占理論、その中でも特にHotelling (1929)の系統の幾何学的アプローチのモデルや、独占的競争理論の諸モデルにおける「文化多様性」の検討は興味深い。

ところで、財と価格の入った市場モデルで「文化多様性」を検討するということは、最も単純なやり方を取れば、市場で取引される財自体が文化的属性を持つと考え、財の属性としての文化の多様性を検討する、という分析手順に思い当たる。具体的には、例えば映画という財を考えて、その文化的特性、制作国、ジャンル、監督や出演俳優の民族的特性、舞台として想定される地域などの多様さがどの程度あるのかについての、比較静学的、もしくは動学的分析などである。

ここで一点、次の疑問が生じる。市場取引される財というものを通して「文化」を考えることが可能なのか。産業機構が製造した製品で、「文化」などとい

う大層なものを考察可能なのか。この点に関しては、Horkheimer and Adorno (1947) をはじめとする鋭い批判が存在する。この疑問は、文化と経済について考える上で避けて通れない。

文化が交換される財という形で市場に関わること自体は、何も現代の特徴ではなく、地球上に文明が誕生して以降、常にあったことである。しかし、近年、市場経済の進展にともない、文化が交換財である割合はとみに増え続けている。例えば、子供の玩具を考えてみても、20世紀前半までの日本の農村地域では、市場を介さず村内で自作された民芸品も多く存在したが、21世紀の現在、そのようなものの割合は限りなくゼロに近い。「あらゆる物事への市場取引の浸透」というのは、現代社会の目立った特徴のひとつであるが、そうである以上、市場モデルにおいて文化とその多様性を考察することは、現代文化の理解に一定の寄与をはたすと期待できるのではないか。

かつて、日本における民俗学 (folklore studies) の創設を主導した柳田国男は、1925年の有名な講演で次のように語っている。

日本は国が近代化したのは最近で、今もって一つの村里、一つの家のうちにさえ昔が共棲している。えらい速力をもって空に散じつつあるが、まだ民間芸術の花は萎まない。(柳田 (1928/1976) 40)

残念ながら、21世紀の日本に住む我々は、百年前に柳田がかろうじてみることでできた、日本列島内の多様性をみることは難しい。そうした、世界単一市場時代において、なんとか多様性の分析と創出に寄与する理論の創造を試みたい。

3 縦の概念、横の概念

ある社会（もしくは文化圏）を分析、評価する概念に対し、「縦の概念」と

「横の概念」いうくり方は可能であろうか。むろん、いくつかの概念を無理矢理、この二グループに分類することは即座に可能であろうが、読者にとって十分な納得感が得られるものでないと、それは意味がないだろう。また、「縦の概念」と「横の概念」に付随する指標（ものさし）として、「縦の指標」と「横の指標」を考察することが可能であろうか。本論文では、まずこの課題を考察したい。

「縦の概念」は、すべての社会が共通して重視するべきである概念、もしくは、重視するべきということが、一般的、国際的通念となっている概念と定義する。

「縦の概念」に含まれる概念の例として、まず、「人権の尊重」をあげたい。1948年に国際連合において「世界人権宣言」が採択され、人権の尊重するべき社会を世界的に広げていこうとする運動がはじまった。1966年には、「世界人権宣言」を基礎とした「国際人権規約」という条約も採択された。なによりも人権が尊重されている社会が是であり、そうでない社会は非であるという意識は、国際連合とその連携関係にある機関において顕著である。

「人権の尊重」に関連する「縦の指標」は種々あるが、例として、国際連合開発計画 (United Nations Development Programme) による「ジェンダー不平等指数」(Gender Inequality Index) や「人間開発指数」(Human Development Index)、国境なき記者団 (Reporters Without Borders) による「世界報道自由度」(Press Freedom Index)、ジェンダー不平等指数ととても近い指標であるが世界経済フォーラム (World Economic Forum) による「ジェンダー・ギャップ指数」(Gender Gap Index) などが挙げられる。

「人権の尊重」を含むより包括的な概念として、「リベラリズム」(liberalism) が存在する。リベラリズムは現代政治学における最重要概念の一つであり、文化と同様、一つの定義に定まらず、多様な解釈が存在する。ここでは、リベラリズムに関する詳細な論議には立ち入らず、単純かつ古典的に「できる限りの個人の自由を尊重」と定義する。

この概念も、いかなる社会であれ、共通して、個人的自由が尊重されるべきという考えのため、「縦の概念」と考えられる。もっとも、リベラリズムは「多文化共生」を尊重し、ある社会内での文化的マイノリティが、自身の文化的規範を維持する権利を尊重するというので、単純に「縦の概念」に分類することに批判もあるだろう。

次に、別の「縦の概念」の例として、「経済的豊かさ」を挙げたい。20世紀後半の先進国において、行き過ぎた産業振興による環境汚染が問題としてクローズアップされたりなど、時に経済的豊かさのみを追求する政策には批判がある。しかし、どのような社会であれ、一定水準以上の経済的豊かさはとても重要であるという考えは、発展途上国に対する経済支援を行う国際機関、例えば世界銀行（World Bank）など、を中心に広く共有されている。

「経済的豊かさ」に関連する「縦の指標」としては、現在のところ、「一人当たり国内総生産」（GDP per capita）が、数々の問題点を指摘されながらも、とてもよく参照される。なお、この指標は国単位の指標であるが、国ではない、地域単位でも同様の計算方法で計測可能な「一人当たり地域内総生産」を構成することは可能である。

「リベラリズム」と「経済的豊かさ」の両方に関連する概念であるが、経済的、技術的に発展した現代社会において、個人が自由に生きるための基礎学力、特に読み書きの能力を意味する「リテラシー」（literacy）も「縦の概念」に含まれるだろう。「リテラシー」に関する「縦の指標」としては、「識字率」（literacy rate）が存在する。21世紀以降では、単純な読み書き能力だけでなく、デジタル技術を用いた情報の受信と発信能力も「リテラシー」に含むこともある。

このように、「縦の概念」は一般的に、すべての社会において、共通して、目標とするべきとされる概念であるが、二点ほど注意を述べておきたい。

まず、ここでの「一般的」とは、半ば常識的に、といった意味であって、必ずしもひとりひとりの個人が同意するものではない。一個人としては「人権の尊重」もしくは「経済的豊かさ」といった概念にそれほど重要性を感じない者

も数多く存在するだろう。私自身としても、人権に関する指標や一人当たりGDPの数値が高いに越したことはないだろうが、他の何よりも優先されるべき指標かと問われれば、中々、即答することは難しい。

また、「縦の概念」に含まれる価値観に従って社会をよくしようと考えても、その概念同士がトレードオフ（相反）の関係にある状況もありうる。つまり、単純にすべての「縦の指標」を大きくするということが不可能で、その一つの値を大きくしようとすれば、別の値が小さくなってしまふことがありうる。例えば、先ほど挙げた「人権の尊重」と「経済的豊かさ」も、非常に短期で考えると、労働者の就労環境に配慮した結果、経済的豊かさの指標の数値が下がるということもあだろう。

「横の概念」は「縦の概念」と対して、異なる概念を提示する。「縦の概念」における「すべての社会が共通して」という部分に対して、それと異なる価値観を提示する。「縦の概念」が概念群であり、数多くの概念を含むのに対し、「横の概念」は本質的に一つの概念である。「横の概念」の定義は、弱く言えば「社会ごとに異なっても構わない」となるし、強く言えば「社会は積極的に他の社会と異なっているべき」となる。

従って、ここでの社会を文化圏としてとらえられることをふまえて、「横の概念」を端的に別の言葉で表すと、「文化多様性の尊重」、もしくは省略して「文化多様性」となる。また、本論文でも後ほど考察するが、「文化」という言葉自体も、本質的に、「横の概念」の定義内容、「多様性」概念を含むものであると考えられる。

ここで、わざわざ「文化多様性」を考えるために「縦の概念」と「横の概念」という分析枠組を定義し、図1で示したように、「縦の概念」に対比する形で「横の概念」、すなわち「文化多様性」を構成したのは、主に次の理由による。「文化多様性」という概念は、「縦の概念」に含まれる数々の善とされうる概念、つまり「人権の尊重」や「経済的豊かさ」と競合することが十分あるし、その場合、どちらを取るかというトレードオフが発生する⁴⁾。現代の経済学や他の

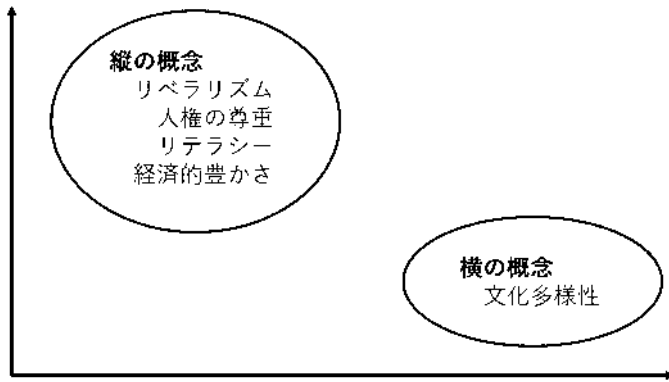


図1 「縦の概念」と「横の概念」のイメージ

社会科学において「文化多様性」を研究する場合、このトレードオフこそが最重要問題のひとつとなる。また他の関連問題を分析する際にも、このトレードオフが状況の理解のための鍵となる。文化多様性は、「縦の概念」とそれほど異なる概念なのだという事は、いくら強調しても強調しすぎることにはならない。これが、やや大げさな対比概念を定義した理由である。

「横の指標」は文化多様性の度合いを数値化したものとなるが、Benhamou and Peltier (2007) が指摘するように、十分に納得しうる多様性尺度を提示するのは簡単ではなく、非常にチャレンジングな課題となる。

4 文化の定義の再検討

「文化」という言葉の意味は幾千にも及ぶだろうが、ここでは、文化に対する二通りの考え方に絞って比較したい。

4.1 縦の概念としての文化

まず第一に、日本国で教育を受けた者にとって、文化という言葉を含む文で

最も馴染みのあるものは、次のものではないだろうか。

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

この文は、言うまでもなく、小学校で習う日本国憲法の第二十五条第一項である。この文だけでは、文化的生活というものが何を意味するかわかりにくい。しかし、この文に続く第二項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と合わせると、ここでの文化は「文明」もしくは「経済」などと言い換えてもかまわないような、一定以上の厚生水準において営まれる生活と言える。この条文は、日本国民の「生存権」を規定していると言われ、「生活保護法」などの根拠となっている。

「生存権」は数ある「人権」の中でももっとも根幹に位置するものであり、また、日本のみならず他国においてもあるべき権利と広く考えられていることから、この文における「文化」は「縦の概念」と解釈することができる。この解釈では文化多様性はそれほど重視されない⁵⁾。このように、「文化」を「文明」もしくは「経済」と言い換えてもよい意味で用いることは、日本国憲法が公布された20世紀においてはしばしばみられた。

4.2 横の概念としての文化

21世紀に入って以降、文化多様性概念の議論は一つの中心を持つ。ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）が2001年に採択した「文化的多様性に関する世界宣言」（UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity、以下文化多様性宣言）と、それに続く2004年採択の「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」（Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions、以下文化多様性条約）である⁶⁾。教育、科学、および文

化に関する最も権威的な国際機関による宣言と条約ということで、議論の出発点として非常によく参照される。本論文でも、このユネスコによる「文化」と「文化多様性」概念について検討していきたい。まず、文化多様性宣言の前文において、この宣言および条約の文脈での「文化」の定義と解釈できる箇所があるので、紹介する⁷⁾。

文化とは、特定の社会または社会集団に特有の、精神的、物質的、知的、感情的特徴をあわせたものであり、また、文化とは、芸術・文学だけではなく、生活様式、共生の方法、価値観、伝統及び信仰も含むものであることを再確認し、

文化は、アイデンティティー、社会的結束、知識に基づく経済の発展という問題に関する今日の議論において、核心となっていることに留意し、

宣言の前文は非常に長い一文で構成されており、上の引用箇所はその一部である。この定義自体は、21世紀初頭における「文化」の定義の最大公約数的な、誰からでも受け入れられやすいものである。ここで、この定義において、すでに「文化」は「社会ごとに固有の、他の社会とは異なっているもの」という「横の概念」としての定義になっている点を確認したい。

文化多様性宣言における「文化多様性」概念は、単純に、上述のように定義された「文化」の多様性を意味すると考えてよく、本論文で考察しようとする「文化多様性」ともほぼ一致している。明確な定義ではないが、宣言において、「文化多様性」の概念について述べているところを参照したい。

第1条 文化的多様性：人類共通の遺産

時代、地域によって、文化のとりかたは様々である。人類全体の構成要素である様々な集団や社会個々のアイデンティティーは唯一無比のもので

あり、また多元主義的である。このことに、文化的多様性が示されている。生物的多様性が自然にとって必要であると同様に、文化的多様性は、交流、革新、創造の源として、人類に必要なものである。この意味において、文化的多様性は人類共通の遺産であり、現在及び将来の世代のためにその重要性が認識され、主張されるべきである。

この「文化多様性」の考え方も、文化がその本質において「横の概念」であることを強く含意している。

一方で、文化多様性条約における「文化多様性」概念は、条約の正式名称に「文化的表現の多様性」とある通り、「文化の表現の多様性」に限定されていると考えることができる。もしくは、限定という言い方が強すぎるならば、少なくとも、「表現」の多様性を最重視しているとは言えるだろう。

文化多様性条約においては「文化」自体の定義は省略されているが、代わりに関連する重要語句の定義が与えられている。ここでは、その表現に特化した形での「文化多様性」の定義を確認しておく⁸⁾。

「文化の多様性」とは、集団及び社会の文化が表現を見出す多様な方法をいう。これらの表現は、集団及び社会の中で並びにこれらの中で受け渡される。文化の多様性は、人類の文化遺産が種々の文化的表現により表現され、増加され、及び伝達される多様な方法によることのみでなく、芸術的な創造、生産、普及、配布及び享受の多様な様式（用いられる方法及び科学技術を問わない。）によっても表明される。

ここでは、文化の「表現」、例えば文化多様性条約の中には音楽や映画という具体例も登場する、のみならず、現代におけるデジタル技術の進展を意識していると思われる「表現の伝達経路」の多様性についても言及されている。

4.3 ユネスコによる文化多様性の位置づけ

ユネスコは第二次世界大戦後の1946年に設立された、国際連合と連携関係にある教育、科学、および文化に関する専門機関である⁹⁾。設立当初は大戦による荒廃が生々しい時期であったこともあり、なによりも教育の充実に力点が置かれたが、近年は特に文化関連事業が目立つようになった。日本でも、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage、通称世界遺産条約、1972年採択、1992年日本国にて発効)に基づいた、文化財の世界遺産登録の話題がよく新聞をにぎわしている。

ユネスコの本質は1945年の「ユネスコ憲章」の前文が、連携機関である国連によって1948年に採択された「世界人権宣言」にあるとよく言われる。まず、最も基礎となる世界人権宣言の前文の冒頭を参照すると、

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

とあり、宣言自体の名前の通り、人権の尊重をほかの何よりも先に置くことを強く主張する。なお、「…ので、」という文になっているのは、宣言の前文が最後に「世界人権宣言を公布する」という形でしめる非常に長い一文で構成されているためである。

続いて、ユネスコ憲章から、次の一文を取り出したい。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない神聖な義務である。

この文が伝えていることは、文化や教育は、あくまで人権の尊重（人間の尊厳）のためである、ということである。別の言い方をすれば、人権の尊重が主であり、文化や教育はその従属的な位置にある、というものであり、この考え方がユネスコの本質である。

この考え方は必ずしも万人に受け入れられるものではない。例えば、特定の宗教を国教と仰ぎ、深く信仰する国の国民にとって、信仰の自由というのは簡単に受け入れられるものではないだろう。実際に、この理由により、1948年の世界人権宣言の採択時に、サウジアラビアは棄権した。

このユネスコの本質は文化多様性宣言と文化多様性条約の中にも、明確に記載されている。まず、文化多様性宣言の中に、

第四条 文化的多様性の保障としての人権

文化的多様性の保護は、人間の尊厳への敬意と不可分の倫理的急務である。文化的多様性の保護とは、特に少数民族・先住民族の権利などの人権と、基本的自由を守る義務があることを意味している。何者も文化的多様性を口実として、国際法によって保障された人権を侵したり人権を制限したりすることがあってはならない。

とある。同様の価値観を表明したものとして、文化多様性条約においては、

第二条 基本原則 1 人権及び基本的自由の尊重の原則

文化の多様性は、表現、情報及び伝達の自由のような人権及び基本的自由並びに文化的表現を選択する個人の能力が保障される場合にのみ、保護

され、及び促進される。いかなる者も、世界人権宣言にうたわれ若しくは国際法によって保障される人権及び基本的自由を侵害するため、又は当該人権及び基本的自由の範囲を限定するため、この条約の規定を援用することはできない。

と書かれる。ユネスコの立場として、「文化多様性」は重要ではあるが、あくまで「人権の尊重」の下位に位置する概念である¹⁰⁾。

4.4 Herder と Eliot の文化

ここで、文化に関する思想、評論などのうち、文化を「横の概念」ととらえているものを二つ取り上げたい。

一つ目はHerder (1774) である。Herderは18世紀のドイツで活躍した哲学者で、しばしば、文化哲学の父とも呼ばれる。彼の書いたものは、ときに保守的、もしくは反動的とさえいえる内容である。彼の主著はHerder (1784-1791)『人間史論』であるが、ここでは、大部である『人間史論』に先行する小論で、より彼の考えが凝縮されていると考えられるHerder (1774)「人間性形成のための歴史哲学異説」を主に検討したい。

Herderはまず、古代エジプト、ギリシャ、ローマの諸民族、一般に偉大な文化を持ったと考えられる民族であるが、の特徴を概観する。その後、一般に中世暗黒時代 (Dark Ages) と呼ばれ、ギリシャ、ローマ時代よりも劣っているともとらえられている時代の中でも、北方民族を取り上げ、それを擁護する。例えば、彼は次のように述べる。

人類はこの発酵の数世紀に、すべて小集団に分かれ、分子分派をなして無数の成員を擁することになったが、彼らはこれによって、どんなに回復の時に恵まれ、力を鍛えることができたことだろう。(Herder (1774) 小栗・七字訳111)

私は、果てしもない諸民族の遠征、却掠、家臣間の反目と抗争、僧侶軍、巡礼、十字軍などを弁護しようとはさらさら思わぬ。ただ、こういうものなかにも、やはり精神が息づいていることを明らかにしたいのだ。(同120)

特に前者の引用箇所において、Herderの「横の概念」としての文化を擁護する姿勢は明白であろう。その上で、彼は、同時代のフランスの啓蒙主義、これは文化間の差異よりも理性に重きを置く「縦の概念」ともとらえられるものであるが、に対して嫌悪感を吐露する。

祖国をもたず、一身をささげるべき身内もないが、その代り我々は博愛主義者で世界市民だ。ヨーロッパのすべての支配者は、今でももうフランス語を話しているが、間もなく我々はみなフランス語を話すようになるだろう。(同142)

自由、社交、平等、これらが今日いたるところに芽生えているが、—それは数知れぬ悪用によって災を引き起こし、今後もそれは変わらないだろう。(同166)

20世紀後半のアメリカ文化の世界的な蔓延や今日の一元化されつつあるグローバル社会に対して、我々がときに覚える否定的感情は、もちろん、18世紀末のヨーロッパの哲学者である Herderによるフランスの啓蒙主義に対する批判とは異なっている¹¹⁾。しかしながら、そこに何らかの、並列的構造は見出しうるのではないか。21世紀を生きる市井の我々にとっても、十分に興味深い内容を含みうるのではないだろうか。

第二に取り上げるのは Eliot (1948) である。Eliot (1948) は20世紀の文化論としてもっとも影響力のあった評論のひとつである。まずは彼の有名な文化の

三つの意味と、三つの重要な条件を確認しておこう。

Eliot は文化には「個人の文化（教養）」、「集団もしくは階級の文化」、「社会全体の文化」の三つがあるという。「社会全体の文化」とは、一定以上の大きさを持った地域、国より小さい規模のものから大きい規模のものまで含めて、の文化を指す。「集団もしくは階級の文化」とは、社会全体の中の、特定の集団（group）もしくは階級（class）の文化であるが、社会全体と呼ばれるものに比べ自立性が低く、社会全体に依拠する集団や階級の文化である。この文化については節にて、詳細に検討したい。「個人の文化（教養）」が入っていることに違和感を持つ者もあるかもしれないが、これは“culture”に元来、「精神の耕作」という意味もあることと、Arnold (1889) の影響による¹²⁾。

また、彼は文化の条件として、「有機体的構造（内部において文化の相伝的伝達を保育するごときもの）」、「一つの文化は、地理的に、地方的各文化に分解され得ることの必要があること」、「宗教における統一性と多様性のバランス」の三点をあげている。この節では、特にEliot の地域文化の多様性を重視する点を、次の引用から確認したい。

絶対価値として動かないところは、おのおのの地域がその地域に特有の文化を持たなければならないということであり、同時にその文化は隣接の諸々の地域文化と調和し、これらを豊富にするものでなくてはならないということです。（Eliot (1948) 深瀬訳140）

或る限界を越さない限り、個人と個人のあいだばかりでなく、集団と集団のあいだの摩擦というものは文明のためには、わたくしは必須の要件だと考えるのであります。（同152）

ここには、十分、Herderに通底する「横の概念」としての文化の擁護を感じ取ることができるのではないか。なお、文化多様性の尊重というと、リベラリズム

ムと親和性が高いように感じるが、HerderもEliotもしばしば保守思想の持ち主とみなされる思想家である¹³⁾。今日の重要な価値観で、保守思想の持ち主からの影響が強いものは比較的めずらしく、この点も興味深い¹⁴⁾。

5 社会あるいは文化圏の検討

本論では文化を「横の概念」、社会ごとの差異を強調する概念、文化多様性そのものとしてとらえられると論じてきた。ここでは、今日において、ここに出てくる「社会」とは何であるかを考えてみたい。

5.1 国と地域

「社会」、本論の文脈では独自の文化を持つ「圏」として、まず第一にナイーブに思いつくのは「国」であろう。また、「国」と同様に、平面領域で区切られる「地域」、それが「国」より大きいものであれ小さいものであれ、というのも比較的思いつきやすいであろう。また、HerderにせよEliotにせよ、「国」や「地域」を強く意識して文化を論じている。ここでは国家がその政策、例えば教育政策や放送政策など、によりその内部の文化に及ぼす影響の大きさに畏怖を覚えつつも、「国」を文化圏と考えることに対してやや批判的に検討したい。

なるほど、20世紀、列強による植民地支配が行き詰まりをみせ、植民地解放と各民族の自決が肯定的に語られ、民族主権の「国民国家」(Nation State)がヨーロッパのみならずアジア、アフリカにも次々に誕生する状況においては、一国の独自性、つまり一国の文化は、為政者にとっても、一市民の心情としても、国民統合のために何よりもかけがえのないものである。また、21世紀に入っても、「国民国家」と国独自の文化という考え方が重要である状況は存在する。旧ユーゴスラビア地域においてモンテネグロが独立したのは21世紀の2006年のことである。2008年に独立宣言をしたコソボは、いまだに世界の半数近くの国から国家として承認を受けていない。スペインにおいては、バルセロナを

中心とするカタルーニャ地域の独立運動が2010年代後半、非常に活発化した。彼らは、首都マドリッドを中心とするカステーリャ地域とはまったく異なる民族による独自の文化をもつという自負がとても強い。中国においても、独自の文化と宗教をもつチベット自治区、新疆ウイグル自治区への弾圧と独立の問題が根強く存在する。

しかし一方で、「リベラル」であることを標榜する先進諸国においてはどうか。「できる限りの個人の自由」を尊重する「リベラリズム」の考え方は、先進諸国においても現時点では完全に定着しておらず、現在進行形で徐々に浸透しつつある段階といえる。ここで「できる限りの個人の自由」には、その個人の民族的、宗教的慣習の自由も含まれており、その個人が外国人であれば、「外国」の文化的慣習も含まれることになる。つまり、国が「リベラリズム」を重要規範として掲げるならば、その国は多文化、とくに他国、他地域の文化を抱え込む必要がある。

2010年代後半、コロナウィルス（COVID-19）によるパンデミックが起きる直前、大阪市の通称ミナミとよばれる難波・道頓堀地域は、ここが日本かと思えるくらいに諸外国人であふれ返っていた。観光客だけでなく、大阪に定住、あるいは半定住している外国人による会話、中国語、韓国語はもとより、英語、スペイン語、アラビア語、タイ語、ベトナム語等々によるものが飛び交っていた。ここが、多様な民族と文化があふれ返り、それぞれが尊重される先進地域であると考えれば、現在の日本ではまだまだめづらしいものである。しかし、世界的には、よくある多様な人々が行き交う都市の一つ、とも考えられる。

この時のミナミは「リベラル」な国がどうなるかについてのひとつの見本（model）といえる。「国」が多文化を尊重し抱えざるを得ないため、独自の文化を擁護し、発展させるという方向にはいきづらい。つまり、国というものを一つの文化圏と考えるには難しい方向に、リベラルな先進諸国は向かっている。もっとも、徒歩で回れる程度の小さな地域で起きたことが国家全体に広がるまでには、途方もない年月がかかるであろうが、国だけでなく、地域も同様であ

る。排他性の強い地域の存在は、今日の先進国では許されづらいだろう¹⁵⁾。

なお、ここで論じている文化圏としてナイーブに国を想定することの困難さは、国際連合やユネスコのような「リベラル」を標榜する組織が「文化」の多様性を尊重することと、実のところ、通底している。彼らにとって、政治体制を含む「国家」の多様性は認めがたい。民主的で、人権を尊重する政治体制は擁護するが、専制国家は非難の対象となる。「国」もしくは「社会」の多様性の尊重といづらい中に出てきた、曖昧で都合のいい言葉が「文化」であり、「文化多様性」なのである。

5.2 言語圏

現代において、文化圏として国や地域以上にクローズアップされるものは言語圏であろう。元来、個人の民族意識や帰属文化意識の決定にあたり、その人の第一言語（母言語）が大きな役割をはたすことは指摘されてきた¹⁶⁾。21世紀に入ると、インターネットが世界中を覆い、誰もがパーソナルコンピュータとスマートフォンを用いて母言語の文化に接続できるようになる。すると、日系企業のアメリカ駐在の日本人は、日本で作られた日本語の映画を視聴し、日本語のマンガをダウンロードして読む。人によっては、アメリカ現地の様子をわかりやすく日本語で解説した動画をユーチューブに投稿し、日本語話者にコメントをもらう。日本に住むタイ人も同様、タイ語のドラマを視聴し、遠く離れたタイに住む友人とタイ語での会話を通信料金のみで楽しむ。母言語の文化圏に簡単に戻れる一方で、今、自分が実際にいる土地の文化に積極的に入り込んで馴染もうとする気持ちは削がれていく。

過去において、言語は土地、地域に密着するものであった。また、20世紀の国民国家体制において、言語は国家と密接に関係するものであり、特に日本や韓国などにおいてそれは顕著であった。しかし、上述の例が示した通り、現在において、言語は土地、地域、また、国境で区切られた国というものからやや遊離した存在になっている。言語圏ごとに独自の文化製品が存在し、個人が言

語圏を飛び越えることは、国境以上に容易ではない。この点こそが、国、地域よりも言語圏を、社会もしくは文化圏としてとらえるべき第一の理由である。

特に個人が言語圏を飛び越えることが容易ではないことについて、不要かもしれないが、若干の補足をしたい。日本において、そのほとんどの国民は、中等教育期間を中心に、英語を勉強する。しかしながら、過半数は、英語による日常の意思疎通ができる段階にも達しない。ごく一部の英語に習熟した者のみが、なんとか言語圏の壁を越えて、ごちないながらも英語で意思疎通をはかる。これは何も日本に限った話ではなく、母言語のみで一定以上の「文化」を享受できる国、地域に共通の話である。また、容易に越えられないからこそ、個人の文化アイデンティティの基礎として意識されていく。

言語や言語圏をどのようにとらえるかは、社会科学において、隆盛とはいかないまでも、脈々と研究され続けてきた。現代経済学的手法での研究も存在し、例えば外国語学習のゲーム理論による分析の嚆矢となった Selten and Pool (1991) や、書籍での英語への集中に関する経済問題を論じた Méliitz (2007) などが存在する¹⁷⁾。

また、国と言語圏は遊離してきていると述べたが、国は教育政策において、個人の母言語や第二言語の選択に大きな影響を与えている点は、きちんと留意する必要がある。現在の日本からは想像がつきにくいのが、主要言語が複数ある国家、例えばマレーシアやベルギーなどの場合、どの言語を母言語として初等教育を行うかは国、もしくは地方政府の、影響力のとても大きい政策である。各家庭は、地域や個別学校がどの言語を主言語として用いるかをみて、住むべき地域や子供が通うべき学校の選択を行うことも多い。また、日本、韓国、台湾、中国を中心とする東アジア地域での、第二言語としての極端な英語重視政策も、その地域の市民に大きな影響を与えている。多くの東アジア人は、隣国人と、片言の英語で会話するのである。これらの例からだけでも、言語圏を重視する際にも国の政策を軽視できないがことが、よくわかるであろう。

5.3 組織あるいはサブシステム

社会ないしは圏として、前節までに検討した国、地域、あるいは言語圏といったものは、一般的には規模が大きく、社会を運営していくうえで必要な機能のほとんどをその内部に備えている。一方で単独では存続しえず、社会の一部として存在する組織、Eliot (1948) のいう集団や階級、あるいは Luhmann (1984) の社会システム理論におけるサブシステムにも、独特の文化、サブカルチャーが存在する。ある会社の文化、医師会の文化、教員の文化といったものである。いうまでもないことであるが、ここでのサブカルチャーは、伝統的な美術、音楽などのハイカルチャーに対する、新興、雑多な劣位文化の意味ではない。

このような、独自のサブカルチャーをもちうる組織やサブシステムも、文化圏と考えることができるのか。

「横の概念」としての文化の本質は多様性にあることを考えると、ある社会の中で、独特の文化をもちうる組織やサブシステムが増えることは望ましい。しかし、他方で、ある社会で増えた組織やサブシステムが他の社会のそれらのコピーにすぎないものであったならば、その社会の独自性、社会の多様性は減じられる。

例えば、サッカーは英国を中心としたヨーロッパの中で育まれたスポーツであるが、現在、日本でこのスポーツを競技する者は100万人に近い¹⁸⁾。日本国内にサッカーに関する組織やシステムは数多つくられ、独自のサブカルチャーとしてのサッカー文化は、日本に根を張ったといってもいい状態である。日本の中で、独特のサッカー文化に触れた者が増えたことは、日本の中での市民の多様性の増加にはつながったかもしれない。しかし、結局はヨーロッパの一文化であるサッカー文化が日本に入ってきて、結果として日本とヨーロッパが似通い、世界全体の多様性は減少した、と考えることもできる。

このことの厚生分析なども含めた詳細な検討は、ミクロ経済学やゲーム理論を用いたモデル分析により解明できる可能性があるだろう。また、多様性の増

加と減少は、どのように多様性の尺度（measure）を定義して、用いるかによって大きく変わりうる点も留意が必要である。

他の社会の影響をほとんど受けない組織ができたとして、もちろんそのこと自体とても難しいことであるが、多様性の観点では喜ばしいことである一方で、問題もある。あまりに独自性が強く、独自の文化をもつ組織というものは、しばしば社会に対して攻撃的であることが多い。20世紀後半において大事件を起こしたオウム真理教を思い起こすとわかりやすい。このような「カルト」(cult)化を防ぎながらも独自色のある組織を増やすことができるのか。これは興味深い課題である。

6 おわりに

本論では、社会を分析するための概念を、「縦の概念」と「横の概念」とに分類した場合、「文化多様性」が唯一の「横の概念」と考えることができること、また、「文化」概念自体にそもそも多様性が含まれるという考え方も広く存在することなどを示した。本論での議論を基礎として、今後、現代経済学の諸モデルにおいて分析可能な形での「文化多様性」概念の定式化を試みたい。

「文化多様性」を経済モデルに導入する場合、それをどのように評価するか。まず、「文化多様性」そのものを評価することが考えられる。これは、経済哲学、規範分析の文脈では興味深い研究と認められることもあるだろうが、保守的ともいえる現代経済学の理論分析の本流においては受け入れられにくい。主流経済学では、Dixit and Stiglitz (1977) のように多様性を愛好する主体の効用関数を導入するか、「文化多様性」が生産性の向上に寄与することをモデル内で示すことにより、「文化多様性」の是非を吟味する必要が生じるであろう。

主流経済におけるモデル分析では、結論として、次のふたつのどちらかが出てくる可能性が高い。ひとつめは、すでに議論したものであるが、「文化多様性」と「経済的豊かさ」はトレードオフ関係にあるというものである。この場

合、どちらを優先するべきか、その程度について考える必要がある。ふたつめは、「文化多様性」は、長期的には「経済的豊かさ」に資するというものである。「多様な背景をもった従業員のいる企業は業績がいい」、「まったく異なる文化圏出身で異質の考えをもった人の意見はとても面白い」といった話と通底する結果が、モデルにおいても得られる可能性はある。この場合、トレードオフは存在せず、「文化多様性」の維持、拡大をはかることこそが、「経済的豊かさ」にもつながることになる。丁寧なモデル分析がどのような結論を導くのか、とても興味深い。

注

- 1) 日本はアメリカの51番目の州という、半自虐的冗談があるが、まったく同じ冗談が世界各地に存在する。
- 2) アメリカニゼーションやグローバリゼーションの世界への影響を論じたものとして Tomlinson (1991)、Tomlinson (1999)、Said (1993) などがある。また、日本でのアメリカニゼーションの研究書として油井・遠藤 (編2003)、津田・浜名 (編2004) などがある。
- 3) 関連する問題をひとつあげたい。私は文化多様性の研究を開始するにあたり、まずはタイトルに「文化多様性」の言葉を含む本を読み漁った。しばらく色々と読み漁るうちに、そのほとんどは、リベラルな価値観を基礎におき、国もしくは地域内でどのように多様な文化背景をもつ人々と尊重しあい、共存していくかが主題になっていることに気づいた。それがとても重要な主題であることは間違いないのであるが、その結果として、どの「リベラル」諸国も地域も差異のないものに収斂していくことへの危機感は、ほぼ皆無なのである。
- 4) 「人権の尊重」や「経済的豊かさ」と「文化多様性」は、トレードオフ関係ではなく、相補的、互恵的であるという楽観的側面もあるだろう。しかし、私自身は、逆の悲観的側面がより大きいのではないかと予測している。
- 5) 日本国憲法の第二十五条第一項における「文化」が文化多様性と無関係であるという解釈は一般的ではあるが、近年では、中村 (2021) が、より広範な文化権という概念と第二十五条との関係を探っている。文化権と第二十五条の関係については小林 (1995) も参照のこと。
- 6) 2021年12月時点で、ユネスコによる宣言、条約、勧告はユネスコのウェブページで英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語により参照可能であり、その日本語訳 (日本政府仮訳) は文部科学省のウェブページにて参照可能。また、文化多様性研

究において、英文での形容詞“cultural”に相当する日本語を「文化的」とする記法、もしくは「的」を省略して「文化」とする記法の二種類が存在する。本論文では原則として「文化」と記す。ただし、文化多様性宣言と文化多様性条約の文部科学省による日本語訳においては「文化的」となっているため、それらを引用する際などに「文化的」と記すこともある。

- 7) 本論における文化多様性宣言、文化多様性条約、および世界人権宣言の訳は、日本政府仮訳を用いている。
- 8) 文化多様性条約において、きちんと定義が与えられている語句として、「文化的多様性」の他に、「文化的コンテンツ」、「文化的表現」、「文化的な活動、物品及びサービス」、「文化的な産業」、「文化に関する政策及び措置」、「保護」、「文化相互性」がある。
- 9) 設立期および20世紀におけるユネスコの活動については野口（1996）に詳しい。
- 10) 北村（2017）は排外的あるいは人権抑圧的文化の扱いについて、国際人権法と関係から論じている。
- 11) Herder（1774）は、古代エジプト、ギリシャ、ローマに対しては、それらは文明的、文化帝国主義的ともいえるくらい強大な文化であったにもかかわらず、当時のフランスとは異なり、否定的にはとらえていない。それぞれ、時代と風土に根差した独特の文化として分析し、賞賛するのみである。
- 12) “culture”の語源的な分析はWilliams（1976）に詳しい。
- 13) HerderやEliotを含む文化についての重要思想家の概観には、吉見（2018）を参照のこと。本書は文化社会学の教科書の体裁であるが、文化社会学の第一人者である吉見の考えが色濃く反映されている。
- 14) 日本の思想家で、Herderの強い影響を受けた者に和辻哲郎が、Eliotの強い影響を受けた者に福田恆存がいる。また、言うまでもなく、HerderもEliotも短絡的な排外主義者とは一線を画している。保守主義者としてのEliotの概説は宇野（2016）を参照。
- 15) 今日の世界各地における排外主義は、「リベラリズム」に対する反動ととらえることができる。ただし、ヨーロッパ各国における極右政党の台頭、および、2016年のDonald Trumpのアメリカ大統領選挙当選と、第45代大統領としてメキシコとの国境壁の強化などの一連の政策も排外主義の徴候と考えれば、反動の一言で済ますにはいささか大きすぎる動きであることは認めざるをえない。また、本論の擁護する「文化多様性の尊重」も反動の一種であり、排外主義者の主張と重なる箇所もあるという、うがちすぎた批判もありえるだろう。そうした批判に応えて、排外主義者との違いをより明確にしていくことは、今後の研究の重要な課題である。
- 16) 例えばAnderson（1983）が指摘した、国民国家形成期の同一国民意識の醸成に、言語と新聞の果たした役割の重要性、を思い起こしてほしい。

- 17) 言語の経済理論分析は本論の筆者も Hatsumi (2022) にて試みている。ここでは、各言語圏の主体が第二言語修得行動を取ると、ゲーム理論でいう協調ゲームの状況が生じ、第一言語話者が少ない言語でも世界的支配言語になりうることを理論的に示している。
- 18) 日本サッカー協会における2020年度の選手登録者数は818,414人である。

参考文献

- 宇野重規 (2016) 『保守主義とは何か：反フランス革命から現代日本まで』中央公論新社
- 北村泰三 (2017) 国際法・国際人権法における文化多様性 (北村泰三, 西海真樹編) 『文化多様性と国際法：人権と開発を視点として』中央大学出版部
- 小林真理 (1995) 文化行政の理念としての〈文化権〉：〈文化〉に関する権利概念の現況, 文化経済学会〈日本〉論文集1, 107-112
- 佐藤禎一 (2008) 『文化と国際法』玉川大学出版部
- 津田幸男, 浜名恵美 (編, 2004) 『アメリカナイゼーション：静かに進行するアメリカの文化支配』研究社
- 中村美帆 (2021) 『文化的に生きる権利：文化政策研究からみた憲法第二十五条の可能性』春風社
- 野口昇 (1996) 『ユネスコ50年の歩みと展望』シングルカット
- 柳田国男 (1928/1976) 『青年と学問』日本青年館／岩波書店
- 油井大三郎, 遠藤泰生 (編, 2003) 『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ：世界史の中のアメリカナイゼーション』東京大学出版会
- 吉見俊哉 (2018) 『現代文化論：新しい人文知とは何か』有斐閣
- Anderson, Benedict (1983) *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso, London (白石隆, 白石さや訳『定本想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山 2007)
- Arnold, Matthew (1889) *Culture and Anarchy; An Essay in Political and Social Criticism*, Smith, Elder, London (多田英次訳『教養と無秩序』岩波書店 1965)
- Benhamou, Françoise; Peltier, Stéphanie (2007) How should cultural diversity be measured? An application using the French publishing industry, *Journal of Cultural Economics* 31 (2), 85-107
- Dixit, Avinash K. and Stiglitz, Joseph E. (1977) "Monopolistic Competition and Optimum Product Diversity", *American Economic Review*, Vol. 67, No. 3, pp. 297-308
- Eliot, Thomas Stearns (1948) *Notes Towards the Definition of Culture*, Faber and Faber, London (深瀬基寛訳「文化の定義のための覚書」『エリオット全集1』中央公論社 1971, 『荒地／文化の定義のための覚書』中央公論社 2018)

- Hatsumi, Kentaro (2022) Second-Language Acquisition Behavior and Hegemonic Language, *International Journal of Economic Theory*, early view
- Herder, Johann Gottfried von (1774) *Auch eine Philosophie der Geschichte zur Bildung der Menschheit*, Hartknoch, Riga (小栗浩, 七字慶紀訳「人間性形成のための歴史哲学異説」『世界の名著 ヘルダー・ゲーテ』中央公論社 1975)
- Herder, Johann Gottfried von (1784-1791) *Ideen zur Philosophie der Geschichte der Menschheit*, Gustav Hempel, Berlin (鼓常良訳『人間史論』白水社 1948-1949)
- Horkheimer, Max and Adorno, Theodor W. (1947) *Dialektik der Aufklärung; Philosophische Fragmente*, Querido, Amsterdam (徳永洵訳『啓蒙の弁証法』岩波書店 2007)
- Hottelling, Harold (1929) Stability in Competition, *Economic Journal*, 39 (153), 41-57
- Méltiz, Jacques (2007) The Impact of English Dominance on Literature and Welfare, *Journal of Economic Behavior and Organization* 64 (2), 193-215
- Luhmann, Niklas (1984) *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Frankfurt: Suhrkamp (佐藤勉他訳『社会システム理論上, 下』1993-1995)
- Said, Edward W. (1993) *Culture and Imperialism*, Knopf, New York (大橋洋一訳『文化と帝国主義 1, 2』みすず書房 1998-2001)
- Selten, Reinhard and Pool, Jonathan (1991) The Distribution of Foreign Language Skills as a Game Equilibrium, in R. Selten (ed.), *Game Equilibrium Models IV: Social and Political Interaction*, Springer-Verlag, Berlin
- Tomlinson, John (1991) *Cultural Imperialism: A Critical Introduction*, Pinter, London (片岡信訳『文化帝国主義』青土社 1997)
- Tomlinson, John (1999) *Globalization and Culture*, Polity Press, Cambridge (片岡信訳『グローバルゼーション：文化帝国主義を超えて』青土社 2000)
- Williams, Raymond (1966) *Culture and Society 1780-1950*, Chatto and Windus, London (若松繁信, 長谷川光昭訳『文化と社会 1780-1950』ミネルヴァ書房 1968)
- Williams, Raymond (1976) *Keywords: A Vocabulary of Culture and Society*, Croom Helm, Oxfordshire

